

計画策定に当たって

1. 近年の国の動向と計画策定の趣旨

少子化対策やこども施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成 16 年 12 月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成 27 年には、平成 24 年に成立した「子ども・子育て関連 3 法^(※)」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成 27 年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村で「子ども・子育て支援事業計画」が策定されてきました。

令和 3 年 12 月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。その基本方針では、常にこどもの最善の利益^(※)を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現が提示されており、その実現に向けた動きを進めるため、こども家庭庁を創設することとされました。

令和 4 年 6 月、「こども基本法^(※)」が成立・公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和 5 年 12 月、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

このような国の動向を踏まえて策定される「こども計画」は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、各自治体の施策や地域の実情、こども及び子育て当事者等の意見を反映して策定されるこども施策の総合的な計画です。全国の都道府県及び市町村で「こども計画」が策定されることで、こどもまんなか社会の実現に向けた動きが加速していきます。

本町においても、国の動向を踏まえ、こども施策の総合的な計画となる「川西町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画により、これまでの本町のこども施策に加え、計画の対象を若者まで含めることで、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することとします。

2. 「こども大綱」について

(1) 「こども大綱」の概要

令和5年12月22日、こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次の6つの柱を基本的な方針としています。自治体こども計画の策定においても、こども大綱の基本的な方針を踏まえて作成する必要があるため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージ^(※)に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）^(※)の打破に取り組む。
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(2)「こども大綱」における施策展開に関する重要事項

こども・若者に対する支援は、こども・若者自身が自分らしく社会生活を送れるようになるまで続けていくことが必要です。また、子育て当事者に対する支援は、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉える中で、途切れることなく支えていくことが必要です。

自治体こども計画の策定にあたっては、こども大綱に記載されている次の点を踏まえながら、こども・若者のライフステージや子育て当事者の状況に応じたこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

【ライフステージを通した重要事項】

- ◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
こども基本法の周知／こどもの権利に関する理解促進等
- ◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
遊びや体験活動の推進／生活習慣の形成・定着等
- ◆こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
成育医療^(※)等の研究や相談支援／慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援等
- ◆こどもの貧困対策
教育支援、生活安定に資する支援／保護者の就労支援、経済的支援等
- ◆障がい児支援・医療的ケア児等への支援
地域における支援体制の強化／インクルージョン^(※)の推進／特別支援教育等
- ◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー^(※)への支援
児童虐待防止対策等の更なる強化／社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援／ヤングケアラーへの支援等
- ◆こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組
自殺対策の強化／安全・安心にインターネットを利用できる環境整備／性犯罪・性暴力対策／犯罪被害・事故・災害からこどもを守る環境整備／非行防止と自立支援等

【ライフステージ別の重要事項】

- ◆こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実
- ◆学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生／こども・若者の視点に立った居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要な知識の情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこ

どもへの支援／こどもや保護者等からの意見を参考とする校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援

◆青年期

高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階までの負担軽減／特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入等）／基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充／医療費等の負担軽減

◆地域子育て支援、家庭教育支援

オンラインも活用した相談やプッシュ型^(※)の情報提供／体罰によらない子育てに関する啓発／一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進／訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及

◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

育児休業制度の強化／長時間労働の是正や働き方改革の促進／男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施／男性の育児休業があたり前になる社会の実現

◆ひとり親家庭への支援

児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施／こどもに届く生活・学習支援の推進／プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化／安全・安心な親子の交流の推進／養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

3. 計画の施策範囲について

こども基本法において、こども施策について次のとおり定められています。

この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

上記の法の趣旨を踏まえ、本町では計画の対象となるこども・若者だけでなく、子育て当事者への支援も行うことで、心身の発達の過程にあるこどもや、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程を支えていくこととします。

4. こども・若者の社会参画・意見反映について

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明と社会参画の機会の確保が定められており、こども・若者の意見の尊重と最善の利益の優先的な考慮が求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するにあたって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

さらに、こどもの権利条約では、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

このように、こどもや若者の意見を聴取して施策に反映することや、こども・若者の社会参画を進めることには、大きく次の2つの意義があります。

- ①こどもや若者の状況やニーズ^(※)をよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。(ひいては、民主主義の担い手の育成に資する)

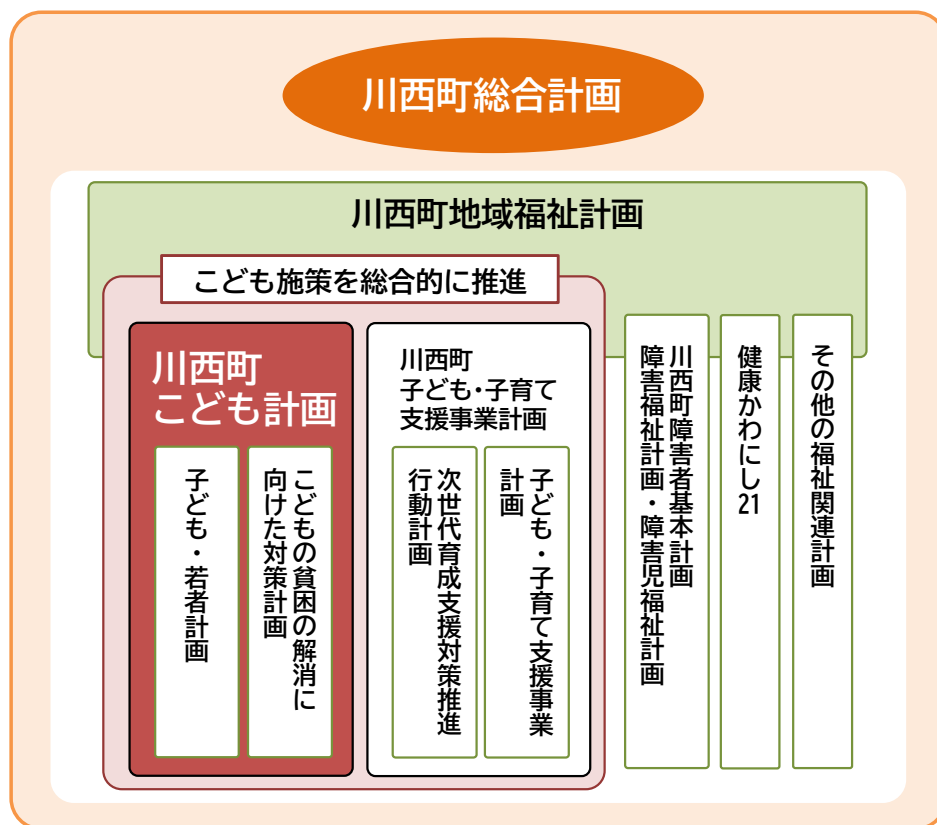
自治体こども計画の策定にあたっては、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨を踏まえ、こども・若者の意見表明と社会参画の機会の確保に努めるとともに、子育て当事者の意見も勘案したこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

5. 計画の位置付け

こども基本法において、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村における計画（市町村こども計画）を定めるよう努める」と定めています。また、「市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができる」とも定めています。

このため、本町ではこども・若者施策に関わる2つの計画を包含して一体的に策定するとともに、「第3期川西町子ども・子育て支援事業計画」と整合を図ることで、こども・若者への総合的な支援施策を推進することとします。

◆本計画の位置付け◆



◆本計画に包含する計画◆

法令	計画	策定指針（大綱含む）
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者計画	こども大綱 （旧：子供・若者育成支援推進大綱）
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画	こども大綱 （旧：子供の貧困対策に関する大綱）

6. 計画の対象

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくため、本計画の対象は、主に0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満まで）のこども・若者とします。

なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	40歳
					
こども					
		若者			

◆（参考）乳幼児期～青年期の年齢とこども・若者の範囲について◆

こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月）では、次のとおり定められています。

本大綱においては、「子供」「若者」をそれぞれ以下のとおり定義する。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。なお、法令上「子ども」と表記されている固有名詞を除き、本大綱においては「子供」の表記を用いる。

若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

*思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

7. 計画期間

本計画の期間は、令和8年2月から令和12年3月までとします。ただし、計画期間中であっても、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行うこととします。